

令和6年5月24日
国土交通省関東地方整備局
総務部

指名停止措置について

関東地方整備局は、初雁興業株式会社（所在地 埼玉県川越市）に対して、指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

<発表記者クラブ> 竹芝記者クラブ 埼玉県政記者クラブ 神奈川建設記者会 横浜海事記者クラブ

<問い合わせ先>

関東地方整備局

電話：048-601-3151（代表） FAX：048-600-1370

○総務部契約課 課長 高橋 博明 （内線：2511）

○総務部契約課 課長補佐 倉持 恵美 （内線：2517）

○企画部技術管理課 課長 佐藤 潤 （内線：3311）

○企画部技術調査課 課長補佐 伊藤 仁 （内線：3252）

電話：045-211-7412（代表） FAX：045-211-0205

総務部契約管理官 大野 拓也 （内線：5880）

総務部経理調達課 課長 池田 喜陽 （内線：5870）

○は本件の主務課です

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者	住所
初雁興業株式会社	埼玉県川越市大字鯨井1705-2

2. 指名停止措置期間

令和6年5月24日から令和6年6月6日まで（2週間）

3. 指名停止措置対象区域：関東地方整備局管内

4. 事実概要

当該業者は、荒川上流河川事務所発注の「R5入間川管内維持工事」において、令和6年2月9日14時19分ころ、高木伐採作業において、受け口切込み終了後、追い口切断作業中、伐倒の兆しがあり、追い口側に避難した作業員が、切り残しから縦に裂けた木に接触し、死亡する工事関係者事故を発生させた。

5. 指名停止措置理由

有資格業者である当該業者が、安全管理措置の不適切により工事関係者事故を発生させたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月31日付け港管第927号）別表第1第7号（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故）に該当する。

<指名停止等の措置要領別表第1第7号>

措置要件	期間
（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故） 7 地方整備局発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上4カ月以内